**質問票**

　調査対象地域における以下の内容を確認お願いします。

**１　非営利・非課税の公共団体が、コワーキングオフィス等のシェア型のオフィス形態で事務所を開設している実例**

1. 日本の公共団体：確認した範囲では該当なし。
2. 他国の公共団体：確認した範囲では該当なし。

**２-(1)　非営利・非課税の公共団体が、コワーキングオフィス等のシェア型のオフィス形態で事務所を開設することは、現地の法令や慣習（VISA取得等）などの面から可能か。**

※不可能/調査不可の場合はその理由と参考となる情報（当地でのVISA要件や拠点開設の要件等）の情報提供をお願いします。

☑可能

□不可能　（その理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□調査不可（その理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**本設問に関し参考となる情報**

**複数の日系不動産に「日本の地方自治体が、シェアオフィスを契約することは可能か」と問い合わせしたところ、契約することは可能であると考えられる。」との回答を得た。**

**また、実際に外資系大手シェアオフィスを訪問したところ、横浜市が想定している「コワーキングオフィス等シェア型のオフィス 想定内容」に合致していた。**

**しかしながら、VISAの取得については、項目３のとおり、米国の法令や慣行に精通した専門家に相談することが不可欠である。**

**２-(2) 非営利・非課税の公共団体が、現地の法令や慣習以外の観点から、コワーキングオフィス等のシェア型のオフィス形態で事務所を開設することが、不可能と想定される場合は、その具体的理由。**

（　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**３　非営利・非課税の公共団体が、コワーキングオフィス等のシェア型のオフィス形態で開設することに伴い懸念されるその他のリスク（リスクが生じた実例）。**

**懸念されるリスク**

米国で勤務するためには、適切なビザの取得が不可欠であり、その要件はビザの種類によって異なる。横浜市はすでに米国内に事務所を開設し、L-1ビザを取得している。これを踏まえ、非営利・非課税の公共団体がシェア型オフィス形態にて新規に事務所を開設する場合に懸念されるリスクについて調査を行った。その結果、「VISAの取得」に影響を及ぼす可能性があると考えられる。

L-1ビザとは、申請者が過去3年以内に海外で1年以上継続して同一企業に雇用されていた場合に、その企業の親会社、支店、関連会社、または子会社において、管理職・幹部職、あるいは専門知識を必要とする職務に就くため、一時的に米国へ入国することを認めるビザである。

　L-1ビザを申請するにあたっては複数の要件が課されており、その一つに「新規オフィスとして機能するために十分な物理的スペースを確保していること」が含まれる。このため、コワーキングオフィス等のシェア型オフィスが要件を満たすと認められるかどうかは、USCIS（米国市民権・移民局）の審査における懸念点となり得る。

　もっとも、下記参考記事によれば、民間企業の事例ではあるが、外資系ソフトウェア企業が米国進出の際、WeWorkとの契約を通じてL-1ビザの承認を得たと報告されている。これは、シェアオフィスという形態そのものが必ずしもL-1ビザ要件に抵触するものではないことを示唆している。

　ただし、最終的な判断はあくまでUSCISによる審査に委ねられるため、申請に際しては米国の法令及び慣習に精通した専門家に相談することが不可欠である。

**参考記事**

Torres & Zheng at Law, P.C. https://www.torresbusinesslaw.com/blog/l1a-visa-wework-office-space-compliance-strategy/）。

**【参考】**

**■****コワーキングオフィス等シェア型のオフィス 想定内容**

・複数の企業、団体等とフロアをシェアするオフィス形態。

但し、セキュリティ上の観点から、鍵付き個室で分割された区画の利用（入居）を想定。

・住所は個別に取得できる利用形態を想定。

**■横浜市の場合のVISAや登記等のタイプ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ビザタイプ | 登記等 |
| ニューヨーク | L1 | LLC a NEW YORK Limited Liability  （Company filed Articles of  Organization pursuant to  the Limited Liability Company Law） |
| フランクフルト | Visa for employment within a regognition partnership | 登記なし |
| 上海 | Z（就労） | 外国企业常驻代表机构 |